

【 説明会からの訂正 】

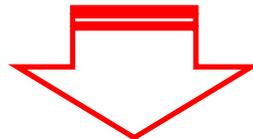
1 2月2日に説明させて頂きました内容の一部を下記のとおり訂正します。

2) 競争参加資格申請書の提出者に対する要件

(ウ) 業務実績に関する要件

(説明会時)

- ・ 競争参加資格申請書を提出する者（企業）は、競争参加資格確認申請書提出時点において、平成16年度以降に完了した業務の実績を1件以上有すること。ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。



(訂正)

訂正箇所（赤書き）

- ・ 競争参加資格申請書を提出する者（企業）は、平成16年度以降に完了した業務の実績（平成25年度完了予定も対象に含む）において、の1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点（未完了の業務成績は含まない【※】）未満の場合は実績として認めない。

※未完了の業務成績は含まないとは、平成25年度完了予定においては、業務成績が未通知であるため業務成績を評価の基準とはしないことを意味する